

一部新規

担当 人権・男女共同参画課 DV対策担当
内線 2923

目的

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、本県における困難な問題を抱える女性への支援の強化を図る。

事業概要

1 困難な問題を抱える女性への支援の強化

76,551千円

(1) 相談支援事業の充実 (一部新規) 53,689千円

婦人相談センターを男女共同参画推進センターへ統合し、女性支援の拠点としての体制を整備、相談支援を拡充

新規・拡充内容

- 相談へのきっかけ作り【新規】
相談窓口を周知、地域でのセミナー&グループ相談会を開催、メタバース相談等を実施
- 相談支援の充実【拡充】
ウェブチャット相談の対象者を拡大(DV被害者→DV被害者+困難を抱える女性)
- 相談窓口体制の整備【新規】
警備体制を整備、相談室を改修



(2) 女性自立支援施設機能の充実 (新規) 7,464千円

- ・支所を困難な問題を抱える女性の自立支援を担う「女性自立支援施設」とするため、入所者の中長期的な滞在を見据え、支所における食堂や自立支援を行うための居室を改修
- ・一般的な生活力を身に付けるための講座等を実施

(3) 民間団体との連携強化 (新規) 15,398千円

- ・困難な問題を抱える女性へのアウトリーチ（働き掛け）、居場所の提供、自立支援を行う民間団体へ助成
- ・民間団体と密接な連携を図るための関係機関連携会議を開催

(新) 埼玉県男女共同参画推進センター

本所(現 埼玉県男女共同参画推進センター)

- ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
- ・県民及び市町村による男女共同参画の取組支援
- ・相談支援
- ・関係機関との連絡調整等

支所(現 埼玉県婦人相談センター)

- ・緊急時の安全確保及び一時保護のための施設
- ・自立支援のための施設